

# 秋田県優良工事地域振興局長表彰要領

## (表彰の目的)

第1条 この要領は、各地域振興局等が発注した工事のうち、工事内容が優れた工事や他の模範となる工事を表彰し、奨励することにより、秋田県における中小企業の体質強化並びに技術力向上を推進し、併せて建設業の健全な育成・発展を図ることを目的とする。

## (表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、「秋田県優良工事地域振興局長表彰」とする。

## (対象工事)

第3条 前年度に秋田県工事成績評定を行った工事のうち、次に定める選考基準をすべて満たす者の中から選定する。

| 選考基準                                  |
|---------------------------------------|
| (1) 当該工事の成績が優秀であること。                  |
| (2) 当該企業が行った工事の成績が良好であること。            |
| (3) 当該企業において労働災害がないこと。                |
| (4) 関係法令等を遵守し、他の模範とされる企業であること。        |
| (5) 県が出資等を行っている企業でないこと。               |
| (6) 県内企業であること。                        |
| (7) 同一企業が複数受賞しないこと。                   |
| (8) 技術的工夫余地の大きな工事であること。               |
| (9) 秋田県建設業者等級格付名簿にB級又はC級として登録されていること。 |
| (10) 秋田県優良工事表彰の被表彰候補者でないこと。           |

## (選考委員会)

第4条 各地域振興局長表彰選考委員会は、別に定める基準に基づいて評価し、被表彰者を決定するものとする。

2 選考委員会の構成は別表第1のとおりとする。

## (被表彰者)

第5条 被表彰者は、企業の代表者（共同企業体の場合にあつては、構成員のそれぞれの代表者）とする。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

平成21年 6月 1日一部改正

平成22年 4月28日一部改正

平成23年 4月25日一部改正  
平成24年 4月 1日一部改正  
平成26年 4月 1日一部改正  
平成28年 2月 9日一部改正  
平成29年 3月 9日一部改正  
令和 8年 4月 1日一部改正

別表第1 秋田県優良工事地域振興局長表彰選考委員会

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | 各地域振興局長                                   |
| 委員  | 総務企画部長<br>農林部長<br>建設部長<br>関係所長及び委員長が指名した者 |
| 事務局 | 各地域振興局建設部                                 |